

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置の改正について

○真岡市建設工事請負契約約款第11条に基づく現場代理人について、常駐義務の緩和措置を下記のとおり改正いたします。

### 【他の工事との兼任を認める措置】

改正後	現行
<p>真岡市が発注する工事で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。 ただし、現場代理人を兼任しようとする者は、別紙「現場代理人兼任届出書兼誓約書」を工事ごとに提出し、以下の事項を遵守してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1)現場代理人は、兼任しようとしている工事以外の現場代理人又は主任技術者とならないこと。</li><li>2)現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に常駐すること。</li><li>3)現場代理人は、監督員及び工事現場との連絡が確実にを行うことが出来る体制をとること。</li></ol> <p>・ <u>いずれも当初請負額3,500万円未満の工事2箇所の兼任</u></p> <p>・ <u>請負額3,500万円未満の工事と市内一円の道路等維持管理業務等(場所が特定されていないもの)の業務主任技術者(又は現場代理人)との兼任</u></p>	<p>真岡市が発注する工事で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。 ただし、現場代理人を兼任しようとする者は、別紙「現場代理人兼任届出書兼誓約書」を工事ごとに提出し、以下の事項を遵守してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1)現場代理人は、兼任しようとしている工事以外の現場代理人又は主任技術者とならないこと。</li><li>2)現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に常駐すること。</li><li>3)現場代理人は、監督員及び工事現場との連絡が確実にを行うことが出来る体制をとること。</li></ol> <p>・ <u>いずれも当初請負額2,500万円未満の工事2箇所の兼任</u></p> <p>・ <u>請負額2,500万円未満の工事と市内一円の道路等維持管理業務等(場所が特定されていないもの)の業務主任技術者(又は現場代理人)との兼任</u></p>

※兼任を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

### ○適用時期について

平成28年7月1日以降に公告・指名する案件から適用いたします。